

## ひろしま自然の会 会則

第1条 この会は「ひろしま自然の会」と称する。

第2条 この会は広島県及びその周辺の自然・生物を調査研究し、自然に学び、自然保護を考えることを目的とする。

第3条 この会はその目的を果たすためにつぎのことをする。

- (1) 広島県とその周辺の自然環境・生物の調査及び研究
- (2) 談話会、講演会、観察会などの催し
- (3) 自然保護活動
- (4) 機関誌の発行（年1～2回）
- (5) その他必要なこと

第4条 この会は自然に興味を持ち、会の目的に賛成する者をもって構成する。

第5条 会員は会を維持するため、年額2000円を負担しなければならない。

第6条 会員は機関誌などの送付をうけ、またはこれに投稿することができ、催しに参加することができる。ただし、会費滞納が2年以上継続し、通知しても連絡のないときは自然退会したものとみなす。

第7条 この会を運営していくため、会長1名と理事を若干名おく。

第8条 会長と理事は総会で選出し、その任期は1年とする。

第9条 総会は年1回以上開き、役員改選、会則の改正など運営上の重要事項を審議する。

第10条 この会の会計年は暦年とする。

### 付 則

この会則は1997年1月23日から実施する。

一部改訂 1998年3月31日

〃 2003年3月29日

### 【2011年：役員名簿】

会 長 : 神垣健司

理 事 : 前西 聡 住岡昭彦 新宅正和 鳴海末信 市川英樹